

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に採用され、派遣労働者としてチラシ配布等の業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃に、体調不良を自覚したが勤務を続けていたところ、平成〇年〇月後半からは不眠が続くなどの症状が悪化し、出勤できなくなったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し「軽症うつ病エピソード」と診断された。その後、請求人は、同年〇月〇日にDクリニック、同月〇日にE病院に転医し、それぞれの医療機関から「統合失調症」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで及び同年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが棄却されたため、再審査請求に及んだものの、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（平成27年労第329号事件。以下「前裁決」という。）。

今般、請求人は、平成〇年〇月〇日、F病院に受診し「統合失調症」と診断され、精神障害が悪化したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査請求をした日から3か月を経過しても審査請求についての決定がないことから、労災保険法第38条第2項の規定に基づき、審査官の決定を経ないで、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 本件再審査請求は、前裁決と請求期間を異にする後続請求と認められるところ、当審査会は、既に前裁決において、「請求人の本件疾病は平成〇年〇月頃に悪化したことが認められるが、本件疾病の悪化前おおむね6か月間において、『心理的負荷による精神障害の認定基準について』（平成23年12月26日付け基発1226第1号）の『特別な出来事』の類型に示されている『心理的負荷が極度のもの』又は『極度の長時間労働』は認められないことから、業務によって本件疾病が自然経過を超えて著しく悪化したとは認められない」旨判断しているところである。

(2) 請求代理人は、本件再審査請求において、地裁判決を提出し、上記第2（略）

のとおり主張する。

しかしながら、当審査会は、前裁決において、平成〇年〇月〇日付け労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会作成の意見書及び請求人の受診した医療機関における診療録等を含む医学的見解等を総合した上で、請求人が平成〇年頃に本件疾病を発病し、平成〇年頃に症状が増悪したと認定したものであり、請求代理人の提出する前記地裁判決によっても、前裁決における判断を左右するに足りるものではない。

(3) なお、請求代理人のその余の主張を子細に検討するも、前裁決における判断を変更すべき事情を見いだすことはできない。

4 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。